

生保裁判連 ニユース

第十六号 二〇〇一年十二月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所
(〇七五―二四一―三四四)



総会の様子は・

戦後第3の波と呼ばれる社会保障・生活保護裁判の高揚の中、さる9月16日、生活保護裁判連絡会の第7回総会・交流会が広島市内で開催されました。

昨年の東京での総会后、高訴訟の高裁勝利(重度障害者高さんの介護保障と心身障害者扶養共済年金の収入認定の是非を問う。地裁勝訴に続く連続勝訴は生活保護裁判で初、大

阪での

生活保

護申請

権裁判

での一

審勝訴

(約1

年間に

わたり

福祉事務所が保護申請書を渡さなかつたため生活保護申請が遅れたこと(の違法性を問う)などを受けた盛り上がりの中での開催となりました。

林訴訟は2月に残念ながら最高裁の不当判決となりましたが、林さんが提起した保護行政の問題点(野宿者は入院中や施設入所中しか保護しない)は、現実の行政では改善される流れが作り出されており、負けたとはいえ林訴訟の意義が

すまず明らかとなつていきます。

総会では、午前中の2001社会保障リレートークで、この5月歴史的な勝訴判決が確定したハンセン病患者の原告からのお話がありました。特別列車での移送や、結婚時の断種などご自身の生々しい体験が語られ、日本の国家が行つた過酷な人権侵害と、つい最近までそのことを放置してきた重い過去があらためて明らかとなり集会

度にあらためて怒りがわいてきました。

午後からは、3分科会(①社会保障裁判、②生活保護、③国保と介護保障)にわかれ熱心な討議が行われました。

集会の最後には、今回新たに生保裁判連の代表委員になられた井上英夫さん(金沢大学)から、「いま社会保障裁判は大きな高揚期にある。朝日訴訟が問うた『生存』『最低生活』、堀木訴訟が問うた『平等』から今は『人間の尊厳と自己決定』となつており問われて

第7回生活保護裁判連絡会総会・交流会 in 広島

「第3の波」の高揚の中、12

7人の参加で成功裏に終わる。

参加者の胸を打ちました。1907年らい予防に関する件制定から約1世紀。歴史の重みとともに、歴史は確実に人権の尊重に向かつて動いていることがわかります。

また、この7月にいつせいに提訴された、学生無年金訴訟原告のお母さんである鳥羽さんからの訴えも胸を打つものでした。任意加入という中途半端な制度の谷間で、の不合理を、国会決議も無視して一向に解決しようとしないう国の態

進化している。30年裁判支援をやってきたが、昔は負けて当たり前であったのが、いまや高裁での勝利を勝ち取り、国のほうが上告するという昔と逆転し

た状況となつている。こちら側が勝ち上がったのたたかいた言う新しい段階と言える。皆で頑張ろう」という格調高い訴えで閉幕しました。

「らい予防法」違憲国家賠償裁判勝利判決を受けて 人間の尊厳、偏見・差別の解消について

長島愛生園 日野三郎

全面勝利判決

「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟は、5月11日熊本地裁において、原告らの全面勝利判決が下され、5月23日には国側の控訴

断念により、約90年に及ぶ長い強制隔離、患者撲滅政策を断罪、「らい予防法」を明確に憲法違反とし、「厚生大臣が昭和35年以降平成8年の新法廃止まで新法の隔離規定を改廃しなかつた」立法不作為が

で言及し、さらに除斥期間についても、「起算点となる『不法行為ノ時』を新法廃止時と解するのが相当である」とする画期的な判決が確定した。

人権侵害の数々

ハンセン病は、強烈な伝染病であるかのよう誤った認識を与え、恐怖感を持たせる政策、「らい予防法」がさらに社会的な差別・偏見を

増強させ、患者はもちろん家族に対しても白眼視する状態を生み出してきた。そのため患者は、家族とも絶縁し、強制収容、所内での強制労働、所内結婚を前提として断種手術、妊婦に対する墮胎、中絶など、人権蹂躪の政策が国民の目に、耳に触れさせない隔絶された療養所内で平然として新憲法制定後も行われてきた。

闘いのうねりの中で

提訴以来3年、入所者及び退所者の人間回復、人権尊重の必死の訴え、原告を支えてくれた弁護団、さらに多くの人たちの支援、国民の世論の高まりの中で、輝かしい勝利を勝ち取ることができ感謝していると

ころです。ただ、政府が控訴断面に当たり、「政府声明」として出されたなかで、ハンセン病訴訟による立法不作為、除斥期間については、特別なものとして他の補償訴訟には、影

響

も

な

い

な

い

な

い

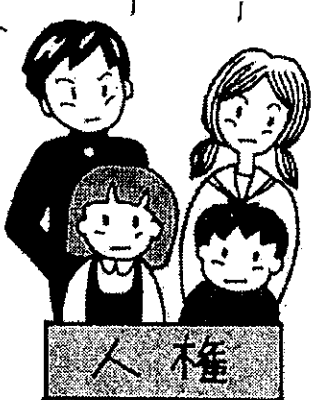
な

い

な

い

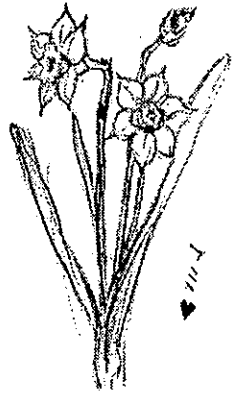
な



響されないことをあえて言及している。このことは控訴断念は、その判決が確定したことであり、それに對し、政府は確定判決に對して異議を唱えていることにもなる。司法権に對する干渉であり大きな問題を残しているといえる。治る病気なのになぜ？

ハンセン病は、1950年代には新薬プロミンなどの開発により、完全に治る病気となり、1951年（昭和26年）に開催された日本らい学会において、4年間の臨床治療、病理、薬学の面から治療効果が発表されている。当時からWHO（世界保健機構）及び国際らい会議においては、日本の隔離政策は否定されていたが、日本だけがなぜ人権侵害の強制隔離政策が継続されてきたのか、今後の真相究明の中で明らかにされなければならぬ。

現在全国13施設の療養所には、4400余りの入所者が療養生活を余儀なくされており、その平均年齢は74歳を超えています。また、死んでもなお家族に迎えられることもなく、故郷に帰ることもできず無念の思いでそれぞれの療養所の納骨堂にひっそりと眠っている先輩の遺骨は2300を超えています。愛生園では、320を超える遺骨が安置され、その半数近くは親から授かった名前ではなく、園内名のみであり、偏見・差別、人権侵害の事実を物語っている悲しい実態でもある。



日本におけるハンセン病の歴史

日本のハンセン病対策は、1907年（明治40年）、法律第十一号「癩予防法二関スル権」として制定されたが、公衆衛生の点からよりも、文明国を目指す日本としては、不名誉であり、恥辱、国辱として浮浪している患者を強制収容隔離の色彩の強いものとして制定された。全国で五か所、青森、東京、大阪、香川、熊本にそれぞれ府県立として、2000人収容方針であった。

1931年（昭和6年）、「らい予防法」が制定され、ハンセン病を根絶するためには、すべての患者を強制収容し、感染源を断つ国策路線が確定した。日中戦争、さらに太平洋戦争へとエスカレートし、戦時体制が強化され、国粹主義などの高揚のなかで、大和民族の純血を汚す者などとして、無らい県運動が愛知、鳥取、山口、岡山などを先駆けに各県で祖国浄化の美名のもと患者の強制隔離、患者あぶり出しが強行され、遺伝としていた過去の差別感と違つた、恐ろしい病氣、伝染病という誤った偏見・差別を国として意識的に行ない、それは、戦後の1949（昭和24）年においても、無らい県運動が実施され、新憲法下において

も人格権、将来的な人権をも否定するものである。苦役を強要

強制収容した患者に對しては、相互扶助などの美名のもと、定員以上の患者を収容し、予算不足と戦時体制の中で、自給自足体制を余儀なくされ、強制労働などによる過労と栄養不足、低医療のため特に長島愛生園においては、1945（昭和20）年には332人が一年間に死亡し、入所者の22.5%にも上り、地獄の様相を呈していたといえる。

戦後、日本も東大石館守三教授により、プロミンの合成に成功し、治る病氣となり、国際的には、外来診療の促進、隔離は必要ないこと、患者の社会復帰援助など隔離より治療を中心に進めるべきとした動きが進められ、特に1956（昭和31）年、ローマでのマルタ騎士会による「らい患者の保護及び社会復帰に関する国際会議」において、らいは低い伝染病であり、医療により左右され得る疾病であること、差別的な法律は撤廃すべきであり、偏見と迷信を取り去るための広報宣伝、社会復帰に必要な援助を与えることなどが決議されている。

から長島愛生園に収容された。戦後の無らい県運動が進められており、徹底的な患者隔離収容政策が大々的に進められ、私が歩いたプラッタホームを後ろから完備した衛生課職員により白くなるほど消毒され、特別仕立て「らい患者専用、一般乗客禁止」と貼り紙された客車にのせられ、周囲の乗客は当初興味のない目で見た人々はやがて恐怖に変わっていくのがわかり、私は、その場にいられないような屈辱感を味わった。この日の情景は今でも脳裏に焼き付いて絶対忘れることはありません。これはほとんどの入所者が味わった屈辱であり、社会から完全に排除された一瞬でもある。

戦後、日本も東大石館守三教授により、プロミンの合成に成功し、治る病氣となり、国際的には、外来診療の促進、隔離は必要ないこと、患者の社会復帰援助など隔離より治療を中心に進めるべきとした動きが進められ、特に1956（昭和31）年、ローマでのマルタ騎士会による「らい患者の保護及び社会復帰に関する国際会議」において、らいは低い伝染病であり、医療により左右され得る疾病であること、差別的な法律は撤廃すべきであり、偏見と迷信を取り去るための広報宣伝、社会復帰に必要な援助を与えることなどが決議されている。

なぜ日本だけが隔離継続を日本はこれらの国際的な動きに全く耳を貸さず、1953年、旧らい予防法の根幹を引き継ぎ強制隔離政策そのままに、患者・家族に對して苛酷な人権侵害の政策を

療養所内では、予算、職員の人員も少なく、施設運営のため患者作業が強制され、重病棟の看護、重度障害者の日常生活介助を始め、給食調理、配食、洗濯、木工、土木、裁縫、し尿くみ取り、火葬業務など制度として軽症患者に強要され、病状を悪化させたものも少なくない。そのため二度の二次障害を抱える結果を生んでいる。

私の歩いた道

私は、これらの状況の中で、1949（昭和24）年3月愛知県



家族・親戚に及ぶ人権侵害 収容されて10年ぐらゐ過ぎてから、兄嫁から初めて手紙が届けられた。その文面は、私がい患者であるという理由で妹の縁談話が壊れ困っていると、私をなじる内容のものでした。また、両親の死に對しても、それぞれ、初七日の法要が過ぎてから初めて知らされる状態であり、

家族自体もやはり周囲の偏見・差別の冷たい目におどしなから、小さくなって生活している姿を知らされる思いでした。国のハンセン病対策の誤りが、如何に大きく影響しているか、憲法に保障された人権、幸福追求権などを否定されたこれらの実態はすべての患者・家族に及んでいる。

問題の解決を!

判決確定によりハンセン病問題の一応の決着は見ているが、厚生労働大臣と原告による基本合意書に基づき、以下の問題解決が残されている。

1、謝罪・名誉回復、差別・偏見除去の問題である。社会的に排除され、家族とも絶縁し、その家族も兄弟などの離婚、婚約破棄、一家心中、離散などの悲劇を生んでいるハンセン病患者、家族への謝罪・名誉回復措置は国の責任において当然なされるべきであること。

2、在園保障として、平均年齢74歳を過ぎている入所者の多くは、余生を現在の療養所で送りたいと考えているし、療養所生活も50年以上と人生のほとんどを療養所で過ごし、第二の故郷となっている。残りの余生を安心して生活でき、最後に「ほんとうに生きていてよかった」といえる療養所の実現のための恒久対策を望んでいる。療養所の統廃合をしない低迷している医療・看護・介護問題などをあくまで基本合意に基づき法的責任として在園保障を実現していきたい。

3、社会復帰・社会生活支援の問題

問題は、社会復帰者に対して、後遺症を持ち、年齢的にも高い人々でも安心して社会生活ができる退所者生活支援金、退所準備金制度の拡充、現在の準備金は250万円と低く、現実的な支援対策が望まれている。また、医療、住居、介護など制度の充実などの課題が話し合われているが、法的責任として、社会保障の枠組みを超えた原状回復義務に基づく対策が必要である。

きな壁となつてい。いまだ、ハンセン病問題は終わっていない。これから最終的な全面解決に向けた大きな山場であり、今後もさらに大きな支援をお願いして終わります。

(注 見出しは編集部)

(補足説明)

(高校教育について)

愛生園に、1955(昭和30)年9月、地元の岡山県邑久高等学校の分校として、新良田教室が開校されています。高校教育については、1953(昭和28)年のらい予防法改正運動の中で、従来からの小・中学校教育に代わって、社会復帰に備え、教育の機会均等を訴え、要求が認められ、全国一か所ですが、長島愛生園に高校が設置されたものです。

工事などが遅れ、9月開校となりましたが、全国から1学年定員の30人が集まり、定時制教育を受けるために、希望に燃えて入学しました。ただ、開校式が遅れたため、一日の授業時間を増やし、二期期で、三期期分を勉強するという過酷で、困難な学校生活でしたが、それを全員が成し遂げ、二期生30人を迎えています。以後、1987(昭和62)年、29期生男子一人の卒業を最後に閉校しています。治療と学業の両立に大変な努力と苦勞が要求された学校生活であった。

年々ハンセン病の発病者が減少し、社会復帰などで学齢期の子供達も少なくなり、嬉しい現象、現実でもありますが、しかし、療養所内では、子供の笑い声も泣き声も聞かれない寂しい環境に変化しています。

学校生活では、全員が宿舎での集団生活です。しかし、ここでもハンセン病患者としての差別・偏見が学校、教師、教師と学生の間で存在し、教師は、白い予防衣、帽子を着用し、生徒は、教員室への出入り禁止、金銭を渡した時は、消毒液に浸し、答案用紙や、作文などは消毒してから手にするといった状態が始められていた。教師と生徒との間では、極端な予防措置に不信感と疎外感、抵抗、批判の感情を強めていった。卒業記念誌にある生徒は「生徒

にとつて異邦人である先生たち。白くくめの予防衣、予防ズボン、予防帽子、そこには厚い白衣の壁が敢然として存在する。行き帰りに校門で出会う背広姿の先生達に、我々は自分の知らない、どこか遠いところの人間を考える。そして白衣の先生達に初めて近づくと、その距離は限られている」と。

1974(昭和49)年、開校以来19年後に初めて職員室への出入りが自由となった。本校への授業参加は、1976(昭和51)年に行われた。生徒数が減少し、全学11人が参加している。

卒業生は、全部で307人、そのうちの73%が社会復帰し、大学進学者8%、専門学校進学者16%などであり、会社員56%、自営業16%、公務員3%、その他14%などとなっているが、病気であったことを隠しながらの社会生活だけに偏見・差別という荒波にもまれ、結婚しても隠している状態となつてい。後遺症のため発覚しそうなれば職業を転々と変わる、どうしても周囲と深く付き合えない、などの予想以上の神経を使つて苦勞している状態が報告されている。閉校は1988(昭和63)年、当初の設立の使命と役割を果たし、307人の卒業生を送り出した伝統と栄光に幕引が3月、行われ、高校跡地に記念碑が建立されている。閉校にあたり、発行された記念誌「新良田」について、ある卒業生は「全ページにわたる写真には、生徒が特定できない写真技法が用いられている。また、閉校記念誌からは307人の名前と顔が消されている。社会から拒否され続けた集団の魂は何時までも閉ざされたままである。」と書いている。社会的偏見・差別の中で、顔も名前も出ることが出来ない悲劇がここにも存在しています。

5年前に、「らい予防法」が廃止され、それを契機に沖縄で、療養所入所者が62歳で県立高校を受験し、教育委員会及び校長などの理解で、入学が許可された。ハンセン病の後遺症、高齢でありながらの進学は、今まで考えられないことであります。高校生活では、級友達が理解し、援助してくれ、3年間の苦勞と努力が実り、無事卒業している。卒業に当たり、本人は、側面から援助してくれた学

校当局、机を共にした級友の善意に感謝している。ノーマライゼーションが叫ばれている今日の実例でもあり、偏見・差別の問題にも多くの人に問いかけられている気がします。



子どもの人権と生活保障の権利を求めて

鳥羽美智子

息子秀範は三四歳になります。中途障害者の上、無年金なので、親としてこれから将来を生きてゆくために、何とかしてやりたいのですが、今の制度の中で何とできない悩みと、親子共々歳を重ねてゆけばかりの月日が過ぎて焦りと不安いつぱいの毎日です。

稼得能力もなく障害を持つて生きてゆくのになぜ無年金のまま放置されるのでしょうか。

一九九八年(昭和六三年)二一歳の時、研究を終えて帰途、交通事故による脳損傷で左半身不随、記憶障害、知的障害、右目失明の重度障害者となり、以来自分の置かれている現在の状態や、自分の将来のことを考える能力を失い、何一つとして理解することができませんので、全て

にわたり介護を必要としておりま
す。現在広島市中区吉島にあります
「社会福祉法人もみじ作業所」に通
所して職員や仲間を支えられてクッ
キー作りに唯一の生きがいを感じて
いるようです。

ここまでいたる道のりは険し
く、闘病生活、在宅生活、作業所生
活と本人はもとより親の苦しさも相
当でしたが、やっとここまでやって
これたことが今一番の喜びです。し
かし、作業所の賃金は毎日働いて月
に八千円程度ですし、親も老齢年金
で障害の子を扶養している実情で、
経済的にはかなりの負担です。私共
も年老いてきてますし、父親も三年
前脳梗塞で倒れ、その後遺症で体力
も気力もだんだんとなくなり、子ど
ものためにがんばっておりますが、
自分のことも先どうなるだろう
かと不安は募るばかりです。

事故というある日突然の奇禍によ
り、志し半ばにして全てを失い、親
としても残念でなりません。せめて
心豊かに暮らせる年金があればと思
います。私たちは無年金障害者の子
どもの人権と、生活保障の権利を求
めて、これから行政訴訟に臨む決意
をしております。皆様のご理解とご
支援をよろしくお願いいたします



第一分科会 「現代の社会保

障裁判を考える」報告「社会保

障裁判の高揚の中活発な論議

児童扶養手当裁判——認知された婚
外子に対する手当の支給停止を争う
——昨年11月広島高裁で逆転勝訴。
現在最高裁係属中。

1998年までは、認知されると
児童扶養手当は支給停止されていた。
奈良、京都、広島などで裁判起こされ
るなかで規定は変更され現在では
認知されても支給は継続されている。
一番敗訴の後、一番が支給停止の理
由を「生活環境の好転」にあるとした
点についてそれを裏付ける立法事実
があるのか徹底的に追及し開示をも
とめたが、国は回答不能であった。控
訴審判決は、①施行令への委任（認知
されたら支給停止）は法の委任の範
囲を超え違法、②施行令を違法・無効
と判断することは司法権の限界を超
えない、③父母が婚姻を解消した児
童等と比べて婚外子を不当に差別す
るもので憲法14条違反とし、逆転
勝訴となった。現在最高裁に本件も
含め同様なケースが3件係属中。い
ずれ弁論が開かれるだろう。支援を
お願いしたい。

在韓被爆者手帳裁判——日本を出国
した被爆者への健康管理手当の
支給打ち切りを争う——昨年6月大
阪地裁で勝訴。現在大阪高裁に係属
中。

大阪地裁は、「被爆者援護法は、被
爆者が今なお置かれていた悲惨な実
情に鑑み、人道的見地から被爆者の
救済を図ることを目的としたもので

あるから、日本に居住又は現在する
ことが「被爆者」たる地位の効力存続
要件であるという解釈は、その人道
的見地に反する結果を将来するもの
であって、同法の根本的な趣旨目的
に相反するものといわざるを得ない」
とした。この立場から、医療給付が打
ち切られることは実施が事実上困難
であることによるもので被爆者たる
地位の喪失をもたらすものではない
とし、「①日本に居住する者とそうで
ない者との間に差別を生じさせるこ
とは憲法14条違反のおそれがある
こと、②原告は未だ被爆者たる地位
を失ってはいない、③健康管理手当
の支給停止の根拠はないこと」等を
判示し原告が勝訴した。

中島訴訟上告審——いつ判決が出
てもおかしくない状況——
生活保護を受けられている世帯の両
親がごども3人の高校進学のために
少ない生活保護のなかから毎月3千
円14年間積み立て45万積み立て
たら、収入とみなされて6カ月間生
活保護費を減額されてしまった。1
審では敗訴し、控訴審では、生活保護
費を少しづつ積み立てたものは資産
にあたらなるとされたが福岡市は納
得せず上告した。原告は控訴審の国
家賠償は認めない判断について上告
している。相手方の上告理由書に対
する反論を、一昨年の11月ぐらい
に提出し、運動としては、これまでた
くさんの署名をしてきた。最高裁が
何を考えているかわからないが、いつ
判決が出てもおかしくない状況であ
る。よりいっそう運動を盛り上げ、高
裁判決を必ず確定させたい。

高訴訟上告審——署名運動など運
動の広がり——
24時間介護の必要な身体障害者で
ある高さんが障害年金と生活保護で
生活しているが、両親がかけてきた
扶養共済年金が収入認定されたのが
おかしいということで争い、1審で
勝ち、昨年の控訴審でも勝った。名古
屋高裁もこの収入認定について違法
であるとした。厚生省の側は生活保
護法4条1項の理由し得る資産等お
よび8条1項の金銭等に当たるか否
かの判断は行政庁の合目的裁量に
委ねられている旨主張するが、高等
裁判所は、この判断は法律解釈の問
題であり、司法判断が可能というべ
きであるとし、年金の性格など検討
して収入認定するのは妥当でない
と判決を下している。最高裁対策とし
て、署名活動も今後の課題としてあ
げている。

学生無年金障害者——インター
ネットでの全国的な広がりをつくる
——
国民年金払ってないが（当時98%
払ってなかった）学生時代の事故で
障害を負った鳥羽さんが来られた。
兵庫県尼崎で原静子さんが我々より
前から精力的に学生無年金問題に取
り組んでいて、いっしょにやること
ができた。不服申し立てについて鳥
羽さんは訴える場ができてうれし
かったと言われている。場を得たと
いうことが大事ということ、そして

支える人ができた。学生無年金問題
集団提訴は、尼崎で投げ掛けた波紋
が広島、新潟、北海道と渦が広まって
きている。外出ができない者でも、イ
ンターネットだったなら、弁護士、当事
者、支援者といり交えて情報を交換
し、交流することができている。新し
いタイプの運動だ。訴訟運動として、
同じテーマで展開は新しいタイプだ
など感じる。国会もこのまま放置し
ていいとは言っていない。行政はど
うけるのか、いろんな要素があつ
て楽しいと思っている。

重度障害者に対する医療費補助支給
取り消し請求裁判
——8月3日に広島地裁に提訴——
原告家族は息子さん二人で非課税世
帯。以前自動車学校の教習指導員を
されていたが、1998年6月
に肝機能障害のため障害年金1級9
号の認定を受けた。今も安静を保た
なければいけなく、いま肝臓を患つ
ています。収入は障害基礎年金、障害
厚生年金で、180万受給中。いま現
在次男は19歳で、今まで父子家庭
として医療費の扶助で無料だったが、
この3月でできるということで今年
の2月13日に広島市に対し重度心
身障害者医療費扶助についての申請
をした。しかし2月26日同条令第
2条1項により該当しないと却下通
知がきたので、3月6日に異議申し
立てをしたところ5月7日に棄却の
通知がきた。広島市長にも面談した
が、いい回答がなかった。8月3
日に地裁に提訴した。医療費補助制
度は1973年にできまして重度心
身障害者に対して医療費の補助をす
る制度。広島市は、その該当者を身体
障害者1、2級、または国民年金法の
別表の1に該当する者とし、翌年には
身体障害者3級まで拡大されている。
ところが、1989年「または」

を「及び」にかえて身体障害者手帳の

を「及び」にかえて身体障害者手帳の

を「及び」にかえて身体障害者手帳の

手帳を取得しなければ対象にならないと勝手に考えたため身障手帳該当者でなければ対象外となってしまう。そのような制限が広島市長の権限の範囲かどうか問題だ。また、基本的には障害者の概念規定も論議になっていくだろう。障害者というものはどういう者かということをつめていかないとけない。国民年金法の1、2級に該当する人が障害者医療の対象となるというのは全国で230市町村ぐらいある。県でも、山形県、山梨県、山口県が該当している。国保連合会の調査でも広島市のような手帳を前提として国民年金1、2級該当を求めているところはない。広島市も条例ではなく施行規則で勝手に平成元年にかえたというのが問題ではないか。

論議 ――生保連絡会でお互い情報交換をして議論を高めていけばいい

- 不服申し立ては行政自身に自分のやったことを見なおしてもらおうという要素がある。
- 高さんの判決や他の判決でも勝訴ができて変わってきた。学生無年金では若い人がでてきたと思う。
- 東京では社会保障連絡会ができた。
- 地方から高裁にいくのにお金もかかる、これをなんとかしたい。考えてほしい。
- 勝訴してから生保の手続きが金沢では早くなった(高さん)。
- 無年金障害当事者の方
- 無年金の特徴としては、3年の間に全国に弁護団ができてきて支えあえる関係ができてきた。さらに発展できれどと思っている



第2分科会 「生活保護争訟」

報告

第2分科会は、生活保護に関する審査請求・訴訟という観点から各地の状況の報告が行われ、あわせて、現行生活保護法の改正試案の紹介も行われました。

まず、「生活保護をめぐる広島県内の状況について」と題し、広島県生活と健康を守る会事務局長の山下健二さんから、現地広島県の状況の報告がありました。広島県の各地で依然として厳しい就労指導がなされている状況や、行政との交渉・市議会での改善運動等の成果として、より申請がし易くなった例などについての報告の後、広島県内での審査請求件数は、この12年でわずか10件であり、今後ねばり強く運動を進めていくことが重要であるとの決意表明がなされました。

続いて、「ホームレスの自立支援」と題し、生活保護問題研究会のケースワーカー下村公仁さんから、広島における現状の報告がありました。ホームレス問題は雇用問題のみならず、虐待・DV・家出・家賃滞納等の様々な問題と密接に関連しており、「新しい貧困問題」として捉え直す必要があるということの指摘とともに、広島市と広島夜まわりの会との協力によって試験的に実施されている

ホームレス街頭相談会について、市の消極性・保証人確保の困難性等の問題や、保健所・建築家・職安等との連携が必要であるなどといった、様々な課題が提示されました。

その次に、「野宿者・失業者のたらい回し」と題し、林訴訟を支える会の藤井克彦さんから、林訴訟の成果と、林訴訟が生活保護の現場に与えた影響などについての報告がありました。

残念ながら最高裁は、法4条1項における稼働能力の活用についての解釈や、補足性要件と最低生活保障との関係、能力不活用論の立証責任等の問いにはいずれも答えず、三行り半の判決を出してしまいました。この理由だけで生活保護の申請を拒むことは違法であるということが社会的に明らかになったことは大きな成果であり、運動への大きな励みになったとのことでした。

藤井さんからは続いて、愛知県における最近の審査請求の状況についても報告がありました。保護廃止の理由が当初の「病院退院」から審査請求時には「居住実体不明」という理由に差し替えられていたケース(再審査請求中)や、退院即廃止の事例で、審査請求の結果原処分取消裁判がなされたケース、さらには、処分庁の稼働能力不活用の認定は不当であるとして、原処分が取り消されたケースなどの報告がありました。併せて、名古屋市の取り組みとして、就職が決まっただけから保護申請をした人について、とりあえずは一事保護所から通勤してもらい、その後に宿泊提供施設

への入所につなげる(実績数人)という手順が行われており、うち1人(第12条)、失業・稼働能力の問題(第14条)、助言請求権・担当ワーカー変更権(第17条・18条)、生活基準の法定(第24条)、就労給付(第33条)、資産調査手続の明確化(第46条)、社会扶助審議会の新設(第55条)等、数多くの意欲的な規定が盛り込まれております。後の質疑応答でも、個々の条文についての質問が相次ぎました。

4番目には、生保裁判連事務局の吉田雄大弁護士から、近時増大している63条返還に関する京都府の事例の報告がなされました。事例は、諸事情により長年施設で生活されていた方が年金の遡及支給を受けたことに伴い、収入認定がなされてしまったというのですが、自立更正に要する経費を認定するための本人からの事情聴取が全くなされていなかったため、現実の返還に際しても、本人のあずかり知らぬところでなされていたこと、保護停止決定書についても交付が3ヶ月以上遅れていること等、様々な問題点の指摘がなされました。審査請求を行ったところ、認容を勝ち得たとのことでした。

報告の最後は、同じく生保裁判連事務局の林直久さんから、生活保護法改正試案の紹介がなされました。全文は本ホームページ上にすでに掲載されておりますので、ご参照ください。この改正試案では、外国人への適用(第1条)、記録開示(第4条)、自

己決定権の尊重(第5条)、現金保有(第12条)、失業・稼働能力の問題(第14条)、助言請求権・担当ワーカー変更権(第17条・18条)、生活基準の法定(第24条)、就労給付(第33条)、資産調査手続の明確化(第46条)、社会扶助審議会の新設(第55条)等、数多くの意欲的な規定が盛り込まれております。後の質疑応答でも、個々の条文についての質問が相次ぎました。

第三分科会 「医療保険と介護保険 真の医療保障、介護保障を求めて」 報告

第三分科会は国民健康保険と介護保険の住民運動を中心に三つのテーマで報告がおこなわれた。

まずはじめに、国保改悪と保険証取り上げ問題への取り組みについて広島市生活と健康を守る会の事務局長秦明美さんより報告があり、広島市生保会において広島市に対して行ってきた取り組みが報告された。昨年介護保険の創設の際、国民健康保険法も「被保険者証の返還を求めることができる」という規定が「特別の事情があると認められる場合を除き・被保険者証の返還を求めるとする」と改悪された。こうした条文の「改正」を口実に、保険証取り上げ

誌上特別報告

生活保護審査請求勝利！

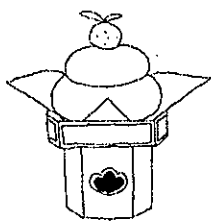
しかし申請時手持金の認定に疑問、岡山生活と健康を守る会 中勿伸紀

が進められようとしているのに対し、広島市生健会は、保険料滞納者に対し機械的に国保証を取り上げないという運動を起しており、減免の制度についてわかりやすく市民に周知するなど申し入れを行った。減免の制度について国保滞納者の一割位しか実際行っておらず、減免制度を利用すれば資格証明書の発行に至らないケースがたくさんあり、会としても減免制度について取り組みを行っていること等について報告があった。

二番目に広島市における介護保険の実態と改善運動について、介護保障を求めるひろしまの会の相良弁護士より報告があった。これまで生活保護を受けていないボーダーライン層や最低生活費以下で生活していた人、また破産・倒産などで国保料とともに介護保険料が滞納になった場合、今後介護保険のサービスが受けられなくなる危険が出てくる。広島において介護保険料が納付されているところ98.8%が納付しているが、実際の年金からの特別徴収が多いので納付させられているといえる。介護保険料滞納者に対する罰則が本年10月から本格的に適用される。かつて介護保険の制度設立に携わっていた岡光事務次官は生活保護があるから介護保険料を払えなくなってもいいんだといっていた。しかし生活保護の申請には水際作戦や資産を使っているからでなければ受けられない等制約がある。40歳未満では全く関係がないこと40歳から64歳までは医療保険と一緒に納付する仕組みとなっており払っている意識が持ちにくいことから介護保険料の滞納に対する罰則に対して世論が盛り上がる。介護保険法自体を廃止

にしたいと考えているが、そこまでいかなくても抜本的改革をする必要があるとのことであった。三番目に介護保険料不服審査請求から違憲訴訟をおこなっている元大阪労働組合の福井宥さんより次のような報告があった。昨年10月から第一号被保険者の介護保険料徴収が始まった。これに対する、対抗手段として介護保険法183条に基づく不服審査請求を行うことし、福井氏自身が第一号被保険者となつてすぐの昨年11月不服審査請求を起した。このことで、テレビ取材等を受けたところ相談が多数寄せられ、堺市では92人が集団で不服審査請求を行った。不服審査請求は棄却されたため、本年5月大阪地裁に行政訴訟を起した。訴状には第一に保険料額が無収入者と高所得者の格差がわずか3倍という極めて不平等で憲法14条平等原則違反であること。第二に退職後の生活を保障している年金から保険料を天引きすることは年金受給権と生存権を脅かすものであり、加えて生存権すら保障されていない月額1万5千円の低年金者からの天引きは、二重に違法なものである。国民の健康で文化的な生活を保障しようとした憲法25条違反であるとした。今後とも介護保険料をなくすため世論を巻き込んだ運動を進めていく。

このあと、活発に議論されたが、その内容は紙幅の関係上残念ながら省略する。



岡山県井原市による生活保護申請却下処分に対する審査請求に取り組み、処分取り消しの裁決を得ることができました。結果オーライなのですが、見逃せない問題も明らかになりました。以下、その概要を報告します。

(1) 事案の概要

① Fさんは、広島県に隣接する岡山県井原市で中学生の孫と二人暮らし。給与と児童扶養手当が収入のすべてであるところ、その収入は最低基準に満たないと思われるため、今年一月二二日に生活保護を申請した。

② ところが、井原市の調査の中で、Fさんと孫にそれぞれ預金が存在することが判明した。その合計額は四万六三五五円（Fさん名義一〇三九円、孫名義四万五二一六円）。Fさん名義の口座は児童扶養手当や給料の受け取り口座であったが、孫名義の口座は、孫が小遣い等を管理するために自分で開設した口座で、Fさん自身はまったく知らないものであった。

井原市は、手持金が最低生活費を上回っていること、自動車を所有していること、の二点を処分理由に二月二日付でFさんの保護申請を却下した。

③ Fさんと生活と健康を守る会は

井原市に処分の撤回を求めたが、応じないため、二月二六日付で岡山県知事に対して、●理由付記の不備、●手持金の認定の誤り、●自動車の保有を却下理由にしたことの誤り、の三点に争点を設定して審査請求を行った。

また、井原市が弁明書に添付して提出した資料の開示を求め、閲覧したところ、井原市は最低生活費の算定の際に、医療費、通院移送費、通勤交通費等の必要な費用を認めていなかったり、特別基準適用の検討さえ行わず住宅費を一般基準で算定したり、実際は受け取っていないものを給与収入として認定したりするなど、最低生活費や収入の認定の誤りが多数存在することが判明した。

④ そこで、反論書では最低生活費の計算を丁寧に行うとともに、Fさんや孫の預金の原資や手持金の認定のありかた等について詳細に明らかにした。

その結果、岡山県知事は、最低生活費の算定についてはFさんの主張を基本的にすべて認めて「要保護」と判断。自動車については「却下理由に『車の保有』を挙げたことは誤り」としりぞけて、四月一八日付で井原市の却下処分を取り消した。

(2) 問題点

井原市の杜撰な最低生活費の算定や申請時に自動車を所有していることだけで保護の要件を欠くとした認定がすべて否定されたことは喜ぶべきことで、審査請求の目的は達成したのである。しかしながら、私たちに

私たちとしては、手持金は「保護開始時の程度の決定の際には最低生活費の二分の一までは認定しない」と扱いに準じて認定すべき、もしくは、手持金は給料や児童扶養手当の残金であり、手持金を認定することは二重に収入認定することであり違法、との主張を認めさせて処分の取り消しを勝ち取ったのである。ところが、残念ながら岡山県はこれらの主張は一切認めなかった。

確かに、実施要領では、最低生活費の半分を収入認定から除外するのは、保護の要否が決定された後の「保護開始時の程度の決定の際の配慮」とされてはいる。しかし、Fさんの申請時の手持金はそれ以前の収入の残金なのであり、それを全額収入認定して今後見込まれる収入と合算することは二重の認定に他ならぬのではなからうか。

本件について生保裁判連事務局に検討を依頼したところ「岡山県知事の裁決は実施要領の扱いとしてはそのとおり」としつつも「生活が連続しているのに要否判定と決定の際の収入認定を厳格に区分する実施要領の考え方には無理がある。資産と収入を異なる概念でとらえながら、資産活用について手持現金（預金）の扱いを明確に位置づけていない点を改善させる必要がある」との回答を

いただき、さらには東京都の運用の資料まで送っていただいた。生保裁判連の皆さんのおかげで、私たちの主張が正しいと確信をもつことができた。お忙しい中、丁寧な対応をしてくださった生保裁判連事務局の皆様

に感謝いたします。

さんには心から感謝申し上げたい。

(3) 今後の課題

さて、手持金の認定について改善のあった一九九九年以降、少なくとも自治体で要否判定の際に手持金から最低生活費の二分の一を控除して認定しているとのことである。実際に広島市でも福山市でも同様の扱いとなつている。また、東京都では、手持金から世帯の定期的な収入の推定残額をのぞいて要否判定の際の収入として行っているようである。

少なくとも、現在行われているような扱いは後退させてはいけない。現場での粘り強い対応が必要であろう。そして、要否判定における手持金の扱いを実施要領において改善させる取り組みをすすめるなければならない。

そもそも、「程度の決定の際」の手持金の扱いが改善されたい。一九九六年一二月の総務庁行政監察局による「生活保護に関する行政監察」の結果に基づいて講じられた措置とのことである（『生活保護に関する行政監察改善措置状況調査報告書』二頁 平成二年一二月総務庁行政監察局発行）。この勧告を行った総務庁の意図等も確認・検討する必要があるかも知れない。



浜松市野宿者生活保護廃止事件の概要

笹沼 弘志 静岡大学

野宿状態から何とか脱し、何とか就労して自立した生活を行おうと日々必死に努力していたAさんらにたいして、浜松市福祉事務所は3ヶ月以内にフルタイムの仕事に就労せよとの指示をだし、結果として就労できなかったことを理由に保護の廃止を行った。必死に求職活動を行っていたにも関わらず、就労という結果をあげることが出来なかつたとの理由で保護廃止処分を行うのは、失業していること自体が怠け者の証拠であるといわんばかりの差別的処遇である。Aさんらに対する浜松市福祉事務所の対応は単に違法・不当であるというだけでなく、極めて差別的なものであるといわざるを得ない。Aさんらはなにかまたち同士で相談し、また支援者たちの協力を得ながら、こうした浜松市福祉事務所の違法不当な保護廃止処分に対して行政不服審査請求を行った。裁決は、保護廃止決定通知書における付記理由不備など処分理由の不明、を理由に処分の取消を行った。しかし、浜松市福祉事務所は自己が行った処分が違法であるとの理由で取消裁決を受けたにもかかわらず、Aさんら審査請求人に対して謝罪も一切行わず、決定通知書の付記理由を書き直しただけで再度保護廃止処分をおこなった。しかも、あろうことか記者会見を開きその場でAさんらに対する保護廃止決定通知書の写しを、本人のことわりもなく配布するという重大なプ

ライバシー侵害さえ行ったのである。

こうした浜松市福祉事務所の重ね重ねの違法行為の背景には、生活保護受給者とりわけ、野宿者に対する差別・偏見がある。

1, 強制排除から野宿を脱するまで
審査請求人らは2000年9月まで、浜松市内田町駐輪場で野宿生活をしていられていた。駐輪場は24時間開放されており、誰もが自由に使うことが出来るものであった。ところが、9月5日、突然浜松市役所土木管理課が田町駐輪場に「警告書」および「駐輪場利用者の皆様へ」（と称するお知らせ）を掲示し、駐輪場で野宿を強いられていた9名の人々に退去を迫った。「警告書」には、「田町駐輪場で寝起きしている方は直ちに退去するとともに所有荷物を撤去するよう警告します」と記載されており、また「駐輪場利用者の皆様へ」には、「管理の都合により、9月19日から当分の間、開場時間を午後7時から午後10時までとさせていただきます。午後10時から翌朝7時までには出入りできなくなりますので、ご注意ください」と記載されていた。

他にすむ場所がないからこそ、やむなく人が寝るのにはふさわしいとはいえない駐輪場で寝ていた人々に対して、ようやく見つけた寝場所からさえ強制的に立ち退きを迫るとするのは非道極まりないものである。

それに対して、当事者みな市役所に出向き、土木管理課に対して強制排除および荷物撤去を止めるように要求した。審査請求人らを含め、駐輪場で野宿していた人々は田町駐輪場自治会を結成し、そもそも人が寝るのにふさ

わしくない駐輪場などという場所での野宿を強いられているのは、浜松市が憲法・生活保護法で義務付けられている住居を含む最低生活保障を怠っているからではないか。自らの最低生活保障義務を履行せず、さらによりやく見つけた寝場所からも追い立てるのは二重、三重の違法行為であると訴えた。

これに対し、土木管理課は住居が保障されない限り退去のお願いをすることはしないと答え、強制排除及び撤去を中止した。そして、駐輪場に野宿していた田町駐輪場自治会のメンバー全員が生活保護の申請を行い、福祉事務所からアパートの紹介を受けてアパートに入居し、保護が開始された。（この申請は決して順調に行われたものではありませんでした。生活保護の申請をしたいと求めたところ、浜松市福祉事務所は、住居が無いものの申請は行わせないと頑なに拒んだ。そこで、土木管理課、生活福祉課との交渉の場における確約を破るつもりかと課長に聞いた。しかし、ようやく申請にいたった。しかし、その後申請書の申請日（9月18日または19日）の日付をアパート入居日に書き換えようとしていたことが判明し、公文書偽造で告発するぞと訴え、ようやく実際の申請日から遡及して保護開始となった。

申請日が同じであっても、アパートに入居できた日が、それぞれ異なることから、保護開始決定の日付も異なっていた。それは、居宅がないと保護を行わないという浜松市福祉事務所（あるいは静岡県）の野宿者に対する差別的で生活保護法に違反

する運用を証明するものでもある。

以上の経過からも、審査請求人ら野宿者に対して浜松市福祉事務所が偏見を抱き、違法な法運用を平然として行ってきたことが明らかである。

浜松市内には、福祉事務所にも保護を求めたも保護を受けられずに、多くの人々が野宿を強いられてつづけている。こうした現状はまさに福祉事務所の差別的かつ違法な法運用を証明するものでもある。

審査請求人らはこのような不当かつ違法な行政の前に、けつしてあきらめず助け合いながら抗議し、公正かつ適法な法運用を行うよう再三要求してきた。だからこそ、保護を勝ち取り野宿から脱出することができたのである。

審査請求人らは浜松市福祉事務所が自己の保護実施義務を怠りながら、ただ働けというような一方的な「指示」を出してきたのにも、謙虚かつ誠実に、必死に対応しようとした。

アパートにも入居できず、保護費ももらえないまま野宿を強いられている状態から、審査請求人は職業安定所に通い、何とか仕事に就こうと必死に職探しを行っている（証拠参照）。しかし残念ながら浜松市福祉事務所も静岡県もこの事実を知りながら、その努力を評価しようとしていない。これは野宿状態の厳しさに対する無知ゆえというだけでなく、むしろ、野宿者に対する偏見ゆえである。

2, 保護開始後から廃止決定まで
保護申請後ただちに審査請求人らには、野宿のままであっても就労

せよという福祉事務所の理不尽な指示にさえ必死で応えようと、またそれ以上に自立を望む意欲ゆえに、求職活動に取り組みつづけた。アパートに入居し保護が開始された後、審査請求人の一人は就職の内定をとるにまで至っている(ただ残念ながら、本人が健康を害したため、正式採用には至らなかった)。また、一人は野宿をしていたときから行ってきた週1日の日雇労働に継続して就いている。

しかし、浜松市福祉事務所はこのような審査請求人らの求職活動、就労の実績を全く評価せず、一向に就労しようとしていないなどと事実を反する評価を下した。そして、12月27日付けの指示書なるもので「自立に向けて早急(3ヶ月以内)に就労を開始すること。ただし、就労先は147時間/月(7時間/日、21日/月)の就労が出来るところを目標とすること。」と命じた。

この指示は、明らかに違法・不当なものである。第1に、実際に就労することを命じたもので、求職活動の努力を行うように指示したのではない。厚生労働省の見解にも違反しているのは明らかである。第2に、審査請求人らの年齢、職業経験などを一切考慮せず、機械的に3ヶ月間という期限を切つてフルタイムの仕事に就労せよという非常に困難な条件を課したものである。

47から50歳という年齢を考慮すれば、失業状態から就労し得ているものは100人中5人いるかないかという比率である。確かに就労し得ている者も100人中5人はいるとしても、残り95人は職を得られないということである。そのような状況において、実

際に就労せよというのは、無限の努力を要求することであり、不可能なものに等しい。指示書を受けた後、審査請求人はフルタイムの仕事に就労すべく日々必死になつて求職活動を行った。毎日に近く職安に通つた時期もあつた(しかし、毎日通つたからといって就職に結びつく情報が得られないわけではない。職安の情報更新はほぼ週1度である。したがって、毎日職安に通えば就労できたはずだが、毎日職安に通わなければ十分な求職活動の努力を行つたと認められないという処分や審査庁の主張は根拠が無い。むしろ、効果が無いにもかかわらず毎日通えと命ずるのは、なんら効果があがらずただ体力を消耗するだけのトレーニングを命ずるおろかなトレーナーのようなものである)。

しかし、年齢、資格などの条件や、電話が無いなどの不利な条件が重なつて審査請求人らは、そもそもハンデを負つており、フルタイムの就労に就くことは困難であつた。なお、処分庁は3月16日に突然保護廃止を告げるまでアルバイトでもいいから就労せよなどという指示は出さなかつた。また、携帯電話が持てるといふ情報も伝えなかつた。3月16日、福祉事務所の地区担当職員Mが審査請求人らの自宅を訪れ、突然、3月いっぱい保護は廃止すると告げた。そして、弁明書用紙を渡し、言い訳を書いて出せ、ただし出しても出さなくても4月からは保護は出さないことは決定していると言つた。この際、保護廃止処分は、根拠法規、処分基準、処分の根拠

となる事実等については一切説明がなかつたため、どのような点について弁明すべきか審査請求人は理解できなかった。これは明らかに行政手続法に違反する。(そもそも処分庁は廃止処分の事前手続きとしての弁明機会の付与については行政手続法は適用されないかと主張している。ゆえに違法は明らかである。にもかかわらず、審査庁は弁明の付与を適法に行つたものとみなしている。)その後、審査請求人は保護廃止が決定したと一方的に通告されて、4月から家賃が払えず、また野宿になつてしまふのではないかと恐怖におそわれた。野宿生活がいかに過酷であり、再び野宿になる恐怖がどのようなものであつたかを審査請求人は十二分に経験して来た。そのため、担当職員Mの言葉に非常にショックを受け、同日から夜も寝られないう状態が続いた。その点については3月26日付け弁明書に審査請求人が記したとおりである。しかし、処分庁はその恐怖を全く理解し得なかつたようである。

また、このときはじめて処分庁よりアルバイトなど短時間の職でも良いとの指示が行われたこともあり、それ以後は、アルバイトやパートの仕事も探しながら、必死で求職活動を行つた。しかしながら、浜松市福祉事務所はAさんらの必死の求職活動や弁明などを一切省みず、無情にも保護廃止決定を行つたのである。しかもその理由たるや、なんと「稼働能力あり」であつた。T生活福祉課長は、4月3日、保護を廃止せず継続をして欲しいと要望に行つたAさんたちに対し、保護廃止決定通知書も出していないにも関わらず、保護廃止決定は既に決定しているなどと

言い放つた。その理由を問いたただくと、なんと驚くべきことに「稼働能力あり」であつた。そもそもAさんらに稼働能力があることは当たり前のことであり、だからこそ浜松市福祉事務所も就労せよとの指示書を出してきたはずである。にもかかわらず、廃止理由が「稼働能力あり」だと明言したのである。これは浜松市福祉事務所が驚くべきほど法に無知か、違法を承知の上でたらめな行政を行っている証拠である。これに対して、再度Aさんが抗議し、通知も出さずに廃止はできないはずだ、廃止理由を明らかにしろと継続を訴えると、ついにT課長は通知書を作つてきた。その廃止理由は「法第4条1項・法第62条3項適用による」であつた。この後、行政不服審査過程のなかでも、浜松市福祉事務所は廃止処分について明確な理由を述べることが出来ていない。その理由は二転三転するといふより、曖昧で整合性のない理由をバラバラに述べ立てるに止まつている。しかし、唯一明確に読みとりうる理由とは、つまるところ三ヶ月未だに就労できなかったということである。だが、その理由にしては、保護開始から廃止に至るまでの間に、求職活動が続けながら、短期の雇用い仕事に実際についていたAさんについては当てはまらない(注:だからといって保護の要件においてAさんとB、Cさんとを差別的に処遇することは許されない。保護の要件は実際に就職することではなく、求職活動の努力をすることである)。3、行政不服審査で廃止処分取消裁決にもかわらず、再度の廃止処分

Aさんら3人は浜松市福祉事務所の非道な保護廃止処分に対して行政不服審査請求を行い処分の取消を求めた。静岡県は3人の請求に対して、保護廃止処分の取消を裁決した。取消理由は主に保護廃止処分決定通知書における付記理由が不備であり、処分の理由が不明であることであつた。しかし、県は当初付記理由の不備だけでは取り消すことは出来ないと言明しており、また裁決後も処分そのものの中身にも問題があることをマスコミにもらしている。ところが驚くべきことに浜松市福祉事務所は再度、通知書の付記理由を書き加えるだけで保護廃止処分を行つたのである。しかも、手続的違法を理由に処分取消裁決を受けたにもかかわらず、処分そのものは適法であると認められたなどほとんどない行政手続法への無知ぶりをさらけ出し、Aさんら3人に何の謝罪もなく再度の廃止処分を行つたのである。このように非道な違法行為を重ねて平然としていられるのも、浜松市福祉事務所が、生活保護受給者とりわけ元野宿者に対する差別と偏見に囚われているからである。また失業していること自体が怠け者の証拠であるといわんばかりの対応は、失業者に対する差別と偏見を如実に示すものでもある。浜松市は、野宿者、生活保護受給者、そして何百万人も失業者に対する差別と偏見に満ちた違法・不当な行政に対する闘いである。